

平成 18 年 3 月 9 日

## 「風味調味料品質表示基準の改正案」に対する意見書

東京都千代田区霞が関 1-2-1

農林水産省 消費・安全局 表示・規格課 御中

東京都中央区日本橋掘留町 1-3-9

日本橋三英ビル 3 階

日本食品添加物協会

会 長 鈴 木 武

「風味調味料品質表示基準の改正案」に関し、下記の意見を提出いたしますので、ご検討のほどよろしくお願いいたします。

### 記

#### 1. 表示禁止事項に関する意見

##### (1)意見

「調味料(アミノ酸等)不使用、風味原料不使用、砂糖類不使用、食塩不使用等の第 2 条記載の風味調味料の定義と矛盾する用語」について「表示禁止事項」に追加していただきたい。

##### (2)理由

改正案では、加工食品品質表示基準第 4 条第 1 項第 1 号ただし書きによる名称規制の対象から削除するとありますが、風味調味料の定義における必須原料を使用せずに定義からはずれたものが、定義に合致したものよりも優良であるかのような誤認を一般消費者に与える恐れがあります。

以上